

各論

第4編 社会福祉の増進  
第1章 児童と家庭の福祉  
第1節 概説

児童憲章において、すべての児童は心身とも健やかに生まれ育てられ、その生活を保障されることがうたわれており、児童福祉対策もこの児童憲章の理念の下に進められなければならない。

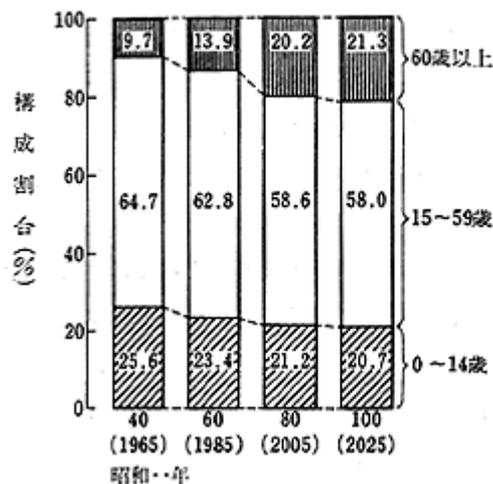
児童福祉対策は、22年に制定された児童福祉法を始め児童扶養手当法(36年)、母子福祉法(39年)、特別児童扶養手当等の支給に関する法律(39年)、母子保健法(40年)、児童手当法(46年)等の法令に基づき、あるいは種々の予算上の措置等により母子保健、母子福祉、心身障害児対策、健全育成対策等の面での施策が推進されてきているが、児童福祉は、ひとり行政のみでなく、家庭、地域社会など児童の生活にかかわるあらゆる分野における努力があって、始めて実現できるものであることを忘れてはならない。

近年の著しい社会経済の変動に伴い、児童を取り巻く諸環境も大きく変わってきている。これらの環境の変化は、児童にも多くの影響を及ぼしており、都市化の進展、核家族の増加、母親の就労の増加等は交通事故やカギツ子などを生み、児童養育に問題を投げかけている。

第4-1-1図に見られるとおり、総人口の中に占める児童の割合は今後漸減していくことが予想され、高齢化社会が急速に進行する中であって21世紀の担い手である児童のすべてが健やかに生まれ育ち活躍するための基礎条件をととのえ、環境基盤を整備していくことが強く要請されている。

第4-1-1図 総人口に占める児童人口(0~14歳)の割合の推移

第4-1-1図 総人口に占める児童人口(0~14歳)の割合の推移



資料：厚生省人口問題研究所「全国男女年齢別将来推計人口(44年)」

48年において、妊産婦、乳幼児についての健康管理の強化、小児医療の拡充、保育所を始めとする児童福祉施設の整備と運営、心身障害児(者)の発生予防、早期療育対策、在宅福祉対策等の各分野において社会経済情勢の変動に伴う児童を取り巻く環境の変化に対応すべく各種の施策がとられてきたが、このような児童を取り巻く環境の問題に対処し、児童の健康や福祉の確保、向上を図っていくために、きめの細かい

ニードに対応しつつ、しかも広範な分野にわたる総合的な児童福祉対策の推進が急務となってきている。

以上のような状況を踏まえ、児童福祉法が制定されて以来25年目に当たる47年10月に、厚生大臣から中央児童福祉審議会に対し、今後における児童及び精神薄弱者の福祉に関する総合的、基本的方向について諮問がなされ、児童福祉施策全般について各部会に分かれて活発な論議がなされたが、48年11月17日当面推進すべき児童福祉施策について中間答申がなされた。この中間答申の概要は次のとおりである。第一に、多様化する保育需要に対応し、乳児保育、無認可保育施設の解消、心身障害児の保育、保母の増員等のそれぞれについて検討するとともに、必要とされる保育所の拡充整備についても、更に積極的に推進すべきであるとしている。第二に、心身障害児(者)の福祉対策については、一般社会の中でその一員として心身障害児(者)を処遇し、施設の設備面、職員確保等について特別の配慮が必要であるとしている。第三に、母子健康診査及び母子保健指導の充実、母子保健地域組織活動の推進、母子医療の充実等包括的母子保健・医療体制を確立することとしている。中央児童福祉審議会の答申については、今秋にも行われるものと期待されている。

---

---

## 各論

### 第4編 社会福祉の増進

#### 第1章 児童と家庭の福祉

##### 第2節 母子保健及び小児医療

母子保健は、母性の尊重と保護を基盤として、乳幼児の健康の保持、増進及び児童の健全な育成を基本理念とするもので、児童福祉の根幹をなすものであり、次代の社会をになう人材を確保する基盤でもある重要な行政の分野である。

23年に児童福祉法が施行されて以来、母子保健行政は年々その内容が充実され、特に、40年に母子保健法が制定されてからは、母と子を通じて一貫した体系のもとで施策が進められてきた。それらの結果、母子保健の指標である妊産婦死亡率、周産期死亡率、乳児死亡率等は年々低下し、特に乳児死亡率は世界で最低率国の一つとなるに至ったのである。しかしながら、有害物質による生活環境の汚染、人口の都市集中、勤労婦人の増加、核家族化の進行等母子を取り巻く環境の変化や、母性意識の喪失、性に対する考え方の混乱、生活価値観の変化等社会道德の変化に伴い、妊娠、出産、育児等母子保健の基本的分野において、従来の対策でカバーできない分野が生じ、学校保健、労働衛生など関連する行政分野と連携をとる必要に迫られ、母子保健行政としては新たな局面を迎えている。

## 各論

### 第4編 社会福祉の増進

#### 第1章 児童と家庭の福祉

#### 第2節 母子保健及び小児医療

#### 1 対策の現状

母子保健法により、妊娠の届出が行われると母子健康手帳が交付される。行政的にこのようにしては握された妊婦、さらに出生届では握された乳児を中心として、次の施策が行われている。

##### (1) 健康診査

妊婦、産婦、乳児及び幼児に対して保健所で健康診査を実施している。これの徹底を図るために、44年度からは、妊婦について2回、公費により医療機関に委託して一般健康診査が行われており、更に48年度には、乳児について1回の一般健康診査を医療機関に委託して行うことにし、49年度にはこれを2回とした。

一般健康診査の結果、必要なものに対しては、精密健康診査を医療機関に委託して行い、妊産婦・乳幼児の健康管理の徹底を図っている。

48年度からは、これらのすべての健康診査について、所得に関係なく、すべての対象者が、これらの制度を利用できるようにし、充実を図った。

三歳児期は、精神発達の遅れ、乳児期、1～2歳児期で発見されなかった身体障害の発見及びこれらの障害に対する早期治療や教育訓練にとって極めて重要な時期である。そのため、この時期に3歳児健康診査を全国の保健所で実施してきているが、44年度からは児童相談所を中心として3歳児精神発達精密健診、48年度からは尿検査、視聴覚検査を加えて、充実を図った。

##### (2) 保健指導

健康診査の結果に基づいて、保健指導が行われている。その方法は、保健所、母子健康センター等で母親学級、育児学級を開くと同時に、健康相談事業も行って、妊娠中の健康、出産の準備、育児指導、家族計画等について集団教育あるいは個別指導を行っている。また、必要な妊産婦、未熟児・新生児に対しては訪問指導を行っている。

健康診査をより有益なものにするためには、保健指導と一体となった事業でなければならないし、また、最近の社会変動に対応した保健指導を進めるためにも、医療機関を始めとして、関係の諸機関との有機的連携を更に強化し、保健指導の充実を図っていく必要がある。

##### (3) 母子栄養強化対策

妊婦における妊娠中毒症、貧血、出血の原因の一つに栄養欠陥があり、また、胎児、乳児の健全な発育を促進する基礎もバランスのとれた栄養を取ることにある。これらの対策として、低所得階層に牛乳を1日1本(200cc.)支給し、母子の栄養強化を図っている。48年度からは対象を拡大し、充実強化を図った。

#### (4) 医療対策

医療対策は児童の疾病障害を治療するだけでなく、心身障害の発生防止、児童の健全な育成を図る目的で行われている。また、丈夫な子どもを生むために胎児の健全な発育を促し、また、妊産婦の健康管理のために必要な妊産婦に対して医療の援護を行っている。

##### ア 未熟児養育医療

未熟児は病気にかかりやすいため、死亡する割合も高く、また障害を残しやすい特徴をもっている。そのため、入院医療を行うなど十分な医療が必要であり、養育医療を給付し、疾病を予防し、健全な発育を促している。

##### イ 育成医療

現在、身体に障害を持っている児童であって、そのまま放置すればかなりの障害を残すもので、手術等の治療によって比較的短期間に障害の除去あるいは軽減のできる見込みのある場合、育成医療の給付を行っている。肢体不自由児、視覚障害、聴覚・平衡感覚障害、音声・言語機能障害のほか、39年度から先天性心疾患、43年度から食道閉鎖、鎖肛等の先天性内臓障害、47年度から後天性心疾患と腎不全を加え、その充実を図っている。

##### ウ 療育の給付

結核の療養は一般に長期間を必要とするが、児童の場合は心身の発育期にあるので、その医療のみならず、入院中の教育面及び生活面についても適切な指導が必要である。

この療育の給付において、これらの結核に罹患している児童を病院に入院させ、適切な生活指導のもとに医療と教育を併せて行っている。

##### エ 小児慢性特定疾患医療

フェニールケトン尿症等4つの先天性代謝異常症は放置すると精神薄弱等になる恐れがあるので43年度から養育医療に準じて医療の給付を行ってきた。44年度からは血友病を、48年度からはシスチン尿症等4疾患を対象に加え、その強化を図っている。

46年度からは、小児がんの入院治療に、47年度からは慢性腎炎・ネフローゼ及びぜんそくの入院治療に対して、医療費の援助を行い医療の促進を図っている。

49年度からは、その一層の充実を図るために、小児慢性特定疾患治療研究費補助として制度を統一し、49年4月より対象児童を18歳未満としたほか、49年10月からは第4-1-1表に示すように対象疾患を拡大する予定である。

#### 第4-1-1表 小児慢性特定疾患対象一覧

第4-1-1表 小児慢性特定疾患対象一覧

疾患群	医療の種類	備考
悪性新生物(小児がん)	入院	
慢性腎疾患	"	拡大分は49.10実施
ぜんそく	"	"
膠原病	"	49.10実施
慢性心疾患	"	"
内分泌疾患	"	"
糖尿病	入院及び通院	"
先天性代謝異常症	"	拡大分は49.10実施
血友病等血液疾患	"	"

厚生省児童家庭局調べ

### オ 妊娠中毒症等の医療援護

妊婦の妊娠中毒症、糖尿病は妊婦の健康を損なうのみでなく、胎児にも影響を与え、心身障害児発生原因の一つとなっている。これに対して医療援護が行われているが、今後、妊婦の健康管理、心身障害児発生予防のために一層その充実強化が望まれている。

### (5) 母子保健思想の普及等

以上述べてきた各種の対策をより有効に進めるために43年度から、母子保健推進員を設置し、推進員活動により各制度の周知徹底を図ってきている。46年度からは安全分べんと妊産婦・乳児の健康保持増進のための母子保健体操の普及、48年度からは母子保健推進員の研修と自主的な地域組織活動の育成を実施し、母子保健思想の普及を図っている。

### (6) 心身障害研究の推進

母子保健対策の基盤である学問の発展と技術開発を目指して、心身障害の発生防止、治療等の研究を46年度より行っている。49年度には大型の研究チームによって、「心身障害の発生予防に関する総合的研究」、「進行性筋ジストロフィー症等の成因と治療に関する研究」、「異常行動児の発生機序、療育方法及び能力開発に関する研究」を進めることとしている。

## 各論

### 第4編 社会福祉の増進

#### 第1章 児童と家庭の福祉

##### 第2節 母子保健及び小児医療

#### 2 母子保健の現状と今後の課題

##### (1) 統計で見る母子保健の現状

現在の母子保健対策のあらまは以上のおりであるが、具体的な統計数字によって母子保健の現状を示すと次のとおりである。

##### ア 妊産婦死亡

妊産婦死亡率(出生1万対)は48年には3.8となり、22年の16.8に比べると約4分の1に減少している。しかし、欧米諸国と比較すると、約2倍であり、死亡原因でも妊娠中毒症、出血が著しく多く、これが我が国の特徴となっている。

##### イ 周産期死亡

周産期死亡とは、後期死産(妊娠第8月以後の死産)と早期新生児死亡(生後7日未満の死亡)の総称であるが、その率(出生1,000対)は年々低下して、48年には18.0となった。諸外国と比較すると、低率国群に入ってきたが、後期死産率が高くなっているのが特徴である。

周産期においては母体の状態、分娩の経過により、心身障害児の発生をもたらすだけでなく、胎児、新生児の死亡をきたすという危険な時期であり、周産期死亡の減少とともに、この時期に発生する障害の予防が重要な問題となっている。

##### ウ 乳幼児死亡

##### (ア) 新生児死亡と乳児死亡

新生児死亡率、乳児死亡率ともに年々低下し、48年にはそれぞれ7.4、11.3となっている。乳児死亡のうち新生児死亡の占める割合は年々増加の傾向にあるが、これは乳児の感染症による死亡が減少している反面、新生児では、難産等による損傷、無酸素症、低酸素症等による死亡が相変わらず多いため、これらの対策が今後の問題となる。

## (イ) 幼児死亡

幼児死亡率も乳児と同様に順調に低下してきたが、欧米諸国に比べ、1～4歳では高く、5～14歳でほぼ同じ程度となっている。特に、1～4歳の不慮の事故による死亡が多いことが目立っている。医療対策と同時に幼児の生活環境改善策の推進が望まれる。

## (2) 今後の課層

従来より、児童福祉の立場から進められてきた母子保健は、母子保健法の成立を契機として、母と子の一貫した対策が推進されるようになってきた。しかし、最近の母子を取り巻く社会の変化は著しく、これが母子の健康に及ぼす影響は極めて大きい。今後は、児童福祉の向上を図り、かつ母子保健としての一分野を形づくる方向で、従来の各種施策の強化と整理を行いながら次の課題の解決が望まれている。

### ア 母子保健教育の徹底

性に対する考え方の混乱、母性喪失などは正しい母子保健思想の普及によって防止されるものであろう。従来においては結婚している者を対象として母子保健施策が行われていたが、今後は、未婚者、特に若い勤労者、中高校の在学者の男女を対象として、家族計画、性教育等を内容とする母子保健教育を徹底させる必要がある。

### イ 包括的母子保健・医療体制の確立

人の健康に対する予防活動と治療活動は、従来、それぞれ独立した対策として進められがちであった。また、母子保健対策は、妊産婦、乳幼児という個人を対象とする傾向が強かった。今後は、母子の健康保持が個人や家庭において進められるものとした考え方とともに、社会との関連の上でとらえられる必要があり、家族ぐるみ、地域ぐるみによる包括的母子保健・医療体制の確立が急がれる。

このため、当面推進すべき施策としては母子の健康を守り育てるための保健・医療のネットワーク、情報サービスの組織を整備することが急務である。

### ウ 母子保健・医療要員の養成確保

母子保健対策が充実強化されるに従って、単に事業量を拡大するだけでなく、その内容の向上を図らねばならない。そのためには、これら事業の推進に当たる医師、歯科医師、保健婦、助産婦、看護婦、心理判定員などの要員の確保を図るとともに、母子保健・医療要員としての専門的知識と技術を修得するための教育と、たえずその技術の向上を図る研修と再教育を充実する必要がある。

## 各論

### 第4編 社会福祉の増進

#### 第1章 児童と家庭の福祉

##### 第3節 保育に欠ける児童に対する施策

###### 1 保育所の現状

母親が就労等の事情により保育できない場合に、昼間乳幼児を預かる施設である保育所は、最も施設数の多い児童福祉施設である。

49年4月1日現在施設数は1万7,041か所で、定員は155万8,818人で、全児童福祉施設中、施設数において84.8%、定員数で92.8%を占めている。

児童福祉法施行当初からの施設数、定員数の推移は、第4-1-2表に見るとおりであるが、四半世紀を経た今日施設数、定員数の双方とも約10倍に達しており、その増加の著しいことが注目される。

#### 第4-1-2表 年次別保育所数及び定員数

第4-1-2表 年次別保育所数及び定員数

	施設数			定員		
	公立	私立	計	公立	私立	計
21年3月末			873			
22. 7	395	1,223	1,618			
23. 7			1,787			
24. 6	575	1,778	2,353			195,377
25. 6			2,971			
26.12			4,485			
27. 3.30	1,855	3,268	5,123			380,989
28.12.31			6,856			
29.12.31			7,693			
30.12.31			8,321			
31.12.31	4,630	4,119	8,749	363,053	322,279	685,332
32.12.31	4,951	4,187	9,138			700,815
33.12.31	5,176	4,179	9,355	397,205	306,581	703,786
34.12.31	5,360	4,208	9,568	407,709	309,190	716,899
35.12.31	5,571	4,211	9,782	424,092	309,553	733,645
36.12.31	5,792	4,226	10,018	441,710	312,776	754,486
37.12.31	5,992	4,255	10,247	461,561	317,140	778,701
38.12.31	6,259	4,265	10,524	450,616	355,899	806,515
39.12.31	6,536	4,286	10,822	514,948	326,915	841,863
40.12.31	6,907	4,292	11,199	546,096	330,044	876,140
41.12.31	7,190	4,429	11,619	574,395	346,642	921,037
42.12.31	7,593	4,565	12,158	616,731	364,056	980,787
43.12.31	7,836	4,896	12,732	644,595	399,161	1,043,756
44.12.31	8,399	5,017	13,416	705,190	412,172	1,117,362
45.12.31	8,819	5,284	14,101	747,803	448,113	1,195,916
46.12.31	9,297	5,509	14,806	792,433	484,534	1,276,967
47.10. 1	9,775	5,780	15,555	858,212	509,610	1,367,822
48.10. 1	10,387	6,024	16,411	933,698	543,759	1,477,457
49. 3. 1	10,677	6,364	17,041	987,519	571,299	1,558,818

厚生省児童家庭局調べ

この間の増加の経緯としては、20年代の後の目覚ましい躍進の後、30年代の前半から後半にかけて、やや増加率が漸減し、40年代に入って再び著しい増加の傾向を示している。

20年代の増加が、いわば施策の浸透の過程であるのに対し、40年代のそれは、経済成長の結果としての人口の都市集中、既婚婦人の職場進出、核家族化の進展、児童の養育についての意識の変化などの社会全般の構造変化に促がされたものとみることができよう。

第4-1-3表に示すとおり、47年には、女子就業者は1,956万人で、このうち非農林女子雇用者1,113万人で、更にこのうち有配偶の者、いわゆる共稼ぎ妻の数は513万人(46.1%)であったが、48年には、女子就業者は2,021万人で、このうち非農林業女子雇用者は1,179万人に増え、共稼ぎ妻の数は570万人(48.3%)と増加しており、35年における169万人(国勢調査)に比べると、この13年間に約3倍の増加である。今後の展望としても、保育需要はその内容を多様化しつつ、ますます増大するものと思われる。

第4-1-3表 女子就業者数の状況

第4-1-3表 女子就業者数の状況

		就業者数 (全産業)	非 農 林 業		
			雇用者総数	有配偶者	その他
実 数 (万人)	43年	1,980	1,019	398	621
	44	1,986	1,038	417	621
	45	2,003	1,086	450	636
	46	1,981	1,109	479	630
	47	1,956	1,113	513	699
	48	2,021	1,179	570	608
構 成 割 合 (%)	43年	(指数) 100.0	100.0	39.1	60.9
	44	100.3	100.0	40.2	59.8
	45	101.2	100.0	41.4	58.6
	46	100.1	100.0	43.2	56.8
	47	98.8	100.0	46.1	53.9
	48	103.3	100.0	48.3	51.7

資料：総理府統計局「労働力調査」(43~48年)

## 各論

### 第4編 社会福祉の増進

#### 第1章 児童と家庭の福祉

##### 第3節 保育に欠ける児童に対する施策

#### 2 保育所の整備

---

保育所の整備については、42年度から年次計画をもって増設整備を行ってきたが、更に要保育児童の実態等を考慮して、46年度から「保育所緊急整備計画」を策定して、積極的に保育所の整備を進めている。

48年度の整備については、68億8,600万円、575か所(47年度37億5,000万円、704か所)の国庫補助を行うとともに、年金積立金還元融資として地方公共団体、社会福祉事業振興会に125億2,940万円、760件(47年度57億5,300万円、663件)の融資を行って、その整備を進めた。

この外に、地方公共団体からの補助、日本自転車振興会等からの融資が従来以上に行われた。

---

## 各論

### 第4編 社会福祉の増進

#### 第1章 児童と家庭の福祉

##### 第3節 保育に欠ける児童に対する施策

#### 3 保育所の運営費の改善

---

保育所の運営費には、職員給与費、その他の事務費、児童処遇費等保育所の運営に要する費用が積算されているが、特に3歳未満児、3歳児、4歳以上と年齢区分に応じてそれぞれの保育単価が設けられ、適切な保育が実施されるよう配慮されている。

49年度における保育所措置費の国の予算額は約1,068億円(48年度約813億円)が計上されているが、49年度におけるその主な改善内容は、非常勤保母等の増員、年休代替職員(非常勤)の配置、給食費、保育費の改善、民間施設給与等改善財源の増額等を図るとともに、乳児保育及び小規模保育所の増加を図ったことである。

---

## 各論

### 第4編 社会福祉の増進

#### 第1章 児童と家庭の福祉

##### 第3節 保育に欠ける児童に対する施策

#### 4 特別保育対策

---

保育所の補完的役割を果たすものとして、特別保育事業が実施されており、49年度においては、へき地保育所2,388か所、季節保育所3,000か所が開設されているほか、新たに軽度の障害児を一般の保育所に入所させて行う保育事業を実施することとしており、国の予算は11億6,932万円(48年度9億7,114万円)が計上されている。

また、従来から事業所内保育施設を運営する事業主に対し、児童福祉の観点から、各都道府県知事が、これらの施設の実態の把握、運営指導、研修会への参加等について必要な指導等を行ってきたところであるが、49年度からこれに要する経費について補助を行うこととし、今後一層指導等を強化し、児童福祉の充実を図ることとしている。

---

## 各論

### 第4編 社会福祉の増進

#### 第1章 児童と家庭の福祉

##### 第3節 保育に欠ける児童に対する施策

#### 5 保母の養成と確保

保育所及びその他の児童福祉施設の増設に伴って、資質の高い保母が多数必要である。現在保母資格を取得できるのは、1)厚生大臣の指定する保母を養成する学校、その他の施設を卒業した者、2)保母試験に合格した者となっているが、現実には保育所に勤務している保母の数は、48年10月1日現在、10万2,132人で、そのうち資格のないものが10.0%いる。このような無資格保母の全体に占める割合は漸次低下しているが、専門職化をめざす保母について、より高度な理論と能力が必要とされる今日、このような無資格保母の解消は、早急に行わなければならない課題の一つである。このため、保母養成施設の増設、定員増、あるいは資格を持ちながら就業していない潜在保母の活用等、計画的に保母を養成確保していかなければならない。また、保母の資質を向上させるために研修等を十分行うとともに、優秀な保母を確保するために、資格に合った勤務上の諸条件を充実していくことが必要である。

## 各論

### 第4編 社会福祉の増進

#### 第1章 児童と家庭の福祉

#### 第3節 保育に欠ける児童に対する施策

#### 6 保育対策の課題

第1は保育所の整備の問題である。これには、要保育児童の実態に即した増設整備が図られなければならない。

第2は、保育所の適正配置問題である。保育所の普及率を各都道府県別にみると極めてアンバランスであり、また、全国約3,300市町村のうち約240町村が、保育所(へき地保育所を含む)未設置の状況にある。

第3は、保育需要の多様化の問題である。近年、婦人労働の就労態様の多様化に伴い、保育需要も多様化する傾向にあり、保育時間の延長、乳児の保育等が大きな問題となっている。

現在、保育時間については8時間が原則となっている。保育時間が長時間にわたる場合は児童の心身発達上好ましくない影響を及ぼし、欲求不満、情緒不安定等の心理的問題徴候が多く見られ、また集中力、持久力等の機能低下が見られるという報告も行われているので、保育時間を延長する場合には、これらのマイナス面を最少限度にとどめるとともに、保母等職員の勤務が過重にならないよう配慮しなければならない。保護者の勤務時間及び通勤時間の実態から考察すれば、以上の観点から今後十分検討する必要があると思われる。

また乳児保育については、これを保育所で行う場合は、施設面の配慮、保健的処遇の充実を図るための所要職員の配置等のほか、乳児の安全対策上の問題もあり、更に児童の人格形成上最も重要な時期であり、この時期の保育は最初の保育者である母親によって行われることが望ましいと一般に考えられていることを十分考慮することが必要である。このような観点から、保育所における乳児保育は真に必要なものに対して適正に実施すべきである。

第4は、無認可保育施設の問題である。現実の保育所不足を背景として、無認可保育施設が多教存在しているが、厚生省が44年に行った実態調査によれば、設備が不十分であったり、保育者の資質が十分でないものも多く見うけられる。したがって、認可保育所を早急に整備するとともに、今後ともこれらの無認可保育施設に対しては、認可保育所となるように指導を行い、また、これを容易ならしめるための仕組を整えて積極的にその解消に努めていく必要がある。

## 各論

### 第4編 社会福祉の増進

#### 第1章 児童と家庭の福祉

##### 第4節 児童の健全育成

#### 1 地域における児童の健全育成

##### (1) 地域児童の福祉の現状

児童の健全育成を図るためには、家庭の健全化はもちろん、地域社会においても、生活環境の浄化等児童の育成環境上の整備が必要である。特に児童の生活は、その大半が遊びであり、遊びの経験は、将来の人間形成にとって重要な役割を有するものである。

しかし、近年における都市化の現象は、農山漁村にまで進展し、児童のための自然の適当な遊び場を不足させ、特に都市部においては、児童が遊びを展開するために必要な場の確保さえも困難となっている。それは、児童の体力、活動力の培養、事故防止等の視点からみて看過できない問題である。また、近隣における児童養育に関する相互扶助の活動が低調であり、地域において、すべての児童を連带的に愛護する体制の確立が必要である。

##### (2) 児童厚生施設等

児童厚生施設は、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とする児童福祉法に基づく児童福祉施設であり、屋内型の児童館と屋外型の児童遊園がある。

##### ア 児童館

児童館には、集会室、遊戯室、図書室等があり、児童厚生員によって集団的、個別的に遊びの指導が計画的に行われているほか、子ども会、母親クラブ等の地域組織活動の拠点ともなっている。また、地域においては、必要に応じて要保育幼児や共稼ぎ、出稼ぎ等による留守家庭学童の継続的な保護育成指導をも行っているところもある。

児童館の設置については、38年度から設置費及び運営費に対し国庫補助を行い、その設置普及を図ってきたところであるが、49年3月末現在の設置数は、公立1,865か所、私立120か所、計1,985か所となっている。

##### イ 児童遊園

児童遊園は、都市公園法による児童公園の補完的な役割を持つものであり、主として幼児及び小学校低

学年学童を利用の対象としている。

児童遊園の設置については、標準的な児童遊園の設備、運営等に関する一定の基準を定め、これに該当する公立の児童遊園の遊具等設備費に対し、年金積立金還元融資の措置をとり、その設置促進を図っているところである。児童福祉法に基づく児童遊園の設置数は、49年3月末現在、公立3,319か所、私立78か所、計3,397か所となっている。その他、幼児等が手近に利用できる小規模な遊び場(いわゆる「ちびっ子広場」)の設置が、地方公共団体等によって進められているが、その数は、49年3月末現在3万5,225か所となっている。

## ウ こどもの国

こどもの国は、皇太子殿下御成婚記念事業の一つとして、児童の健全育成に寄与することを目的として、東京都町田市と横浜市緑区にまたがる約97万平方メートルに及ぶ広大な敷地に、36年から建設が進められ、40年5月5日開園したものである。その運営は、特殊法人「こどもの国協会」が行っており、毎年80万人を超える人々によって利用されている。

なお、地方においても、これに類似した大規模な施設の設置が計画され、既に、千葉県、山梨県、鳥取県で開園しており、多くの児童に利用されている。

### (3) 児童健全育成のための地域組織活動

児童の健全育成を図るための地域組織活動としては、子ども会等の児童自身の集団活動と、母親クラブ、親の会等の親による児童の育成活動がある。これらの組織は、町単位あるいはそれ以下の小地域における近隣の児童や母親等によって組織されており、子ども会は、49年3月末現在で、約15万組織、776万人の児童が参加している。また、子ども会を援助する親の組織として子ども会育成会があり、その組織数は約10万で、319万人がこれに参加している。

母親クラブは、児童の育成を図る近隣の母親の組織で、児童の事故防止、優良文化財の普及活動及び家庭養育に関する研修活動等を行っており、49年3月末現在約1万5,000組織に約130万人が参加している。48年度からは、これらの母親クラブの活動を更に促進するため、児童館と有機的な連携を持ち、児童の事故防止活動家庭養育等に関する知識や技術についての研修活動等を行うなど、所定の要件を具備している組織に対し、その活動費の一部について国庫補助を行っている。

その他、児童指導班や地域の青年の有志指導者の集まりで、子ども会の指導等の活動をするV.Y.S(Voluntary Youth Socialworker)等の組織があり、多くの青年がこれに参加し活発な活動を行っている。

### (4) 児童の事故防止

不慮の事故により、児童が死亡する割合は同年齢の児童の全死亡に対し約4割強を占めており、また死に至らないまでも、長期の治療を要したり、生涯にわたって機能障害を残したりするような事故は、相当の数に昇っている。児童の事故防止については、家庭環境、地域環境の整備が必要であり、また保護者、特に母親に対する意識の啓発や児童に対してのあらゆる機会をとおしての安全教育の徹底、更には地域住民の連帯による防止監視体制の強化等が必要である。

### (5) 児童福祉文化財の推薦

中央及び都道府県の児童福祉審議会においては、児童福祉法の規定により、児童に有益な文化財の普及を図るため、出版物、映画、演劇等について、推薦又は勧告を行っている。

中央児童福祉審議会による48年度中の推薦件数は、出版物232点、映画23点、児童劇10点、放送(テレビ番組)19点となっている。

なお、34年度からは、毎年度推薦文化財の中から特に優秀と認められる作品に対し、児童福祉週間に、厚生大臣から児童福祉文化賞が贈られている。

---

---

*(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare*

## 各論

### 第4編 社会福祉の増進

#### 第1章 児童と家庭の福祉

##### 第4節 児童の健全育成

#### 2 要保護児童対策

要保護児童、情緒障害児及び非行児童については、次のような施策を行っている。

##### (1) 養護を要する児童の福祉

保護者がいないか、またはいても保護者に養育させることが適当でないなどの理由によって、家庭での養育ができない児童を、乳児院、養護施設等に収容して養護するか、里親等の家庭に委託して養育保護することとなっている。

##### ア 乳児院及び養護施設

養護を要する児童のうち、1歳未満の乳児を入所させて養育するのが乳児院であり、1歳以上の児童を入所させて養育するのが養護施設である。

49年3月1日現在、乳児院は、施設数131か所、収容定員4,355人、在籍人員3,610人となっており、養護施設は、施設数520か所、収容定員3万4,396人、在籍人員3万1,423人である。

施設入所児童に対しては、その処遇がより適正になされるよう、児童処遇費の改善、職員の待遇等の改善、施設経営費の改善を図っており、特に48年度からは、特別育成費を設けて、養護施設入所児童にも高等学校に進学するみちを開くとともに、養護施設の一つとして、肢体不自由児養護施設を設け、児童処遇の適正化を図ることとした。

##### イ 里親等

家庭環境に恵まれない児童を自己の家庭に預かって、暖かい愛情と和やかな雰囲気の中で養育するのが里親である。49年3月末日現在で里親として登録されている者は1万2,719人で、児童を受託している里親数は3,392人、委託されている児童数は4,028人となっている。なお、義務教育を終了した児童を預って職業能力等の指導を行う保護受託者制度がある。

里親制度は、最近増加しつつある養護に欠ける児童のうち年少児を養育する方法として有効なものであり、48年度には、テレビ等を通じて一般への周知を図るとともに、里親手当の増額、児童処遇の改善等を図り、その進展に努めている。

なお、48年度からは、更にその発展を図るべく、新たに里親促進事業を財団法人全国里親会を通じて展開した。

##### (2) 情緒障害児の福祉

情緒障害児とは、家庭、学校、近隣等での人間関係のゆがみによって、感情生活に支障をきたし、社会適応が困難になった児童をいう。これらの児童に対しては、児童相談所等各相談機関によって相談を受け、助言、指導を行い、その治療を図るとともに、必要に応じて、情緒障害児短期治療施設に収容して治療することによって、その福祉を図っている。

情緒障害児短期治療施設は、おおむね12歳未満の児童を収容して、医学的、心理学的治療を行う施設であって、49年3月1日現在、施設数8か所、収容定員380人、在籍人員241人となっている。

### (3) 非行児童の福祉

最近における少年非行の動向をみると、量的には減少の傾向を示しているが、非行の低年齢化が進行しており、少年非行の大多数を占める窃盗に遊びの要素が濃厚となり、非行の質的变化が顕著になっている。

これらの非行少年のうち、14歳未満の者の全部と、14歳以上の者の一部については、児童福祉法上の措置が取られることとなっているが、その措置は、次のようなものである。

ア 児童又は保護者に対する訓戒、誓約

イ 児童福祉司、社会福祉主事、児童委員等による指導

ウ 教護院等の児童福祉施設に入所又は里親等に委託しての保護、指導

エ 家庭裁判所への送致

これらの措置のうちどの措置をとるかは、児童相談所の調査、診断、判定に基づき、都道府県知事(児童相談所長)が決定することとなっている。

48年度中に児童相談所において処理した非行児童に関する相談件数は、2万6,639件であり、このうち訓戒、誓約が29.1%、児童福祉司等の指導が13.7%、教護院等入所が6.8%、家庭裁判所への送致が0.5%となっている。

教護院は、非行児童を入所させて、児童と起居を共にしながらの生活指導と、学校教育法に基づく学習指導要領に準じて行われている学科指導、義務教育を終了した児童に対しては、その児童の性格及び能力に応じて行われている職業指導を通じて、その児童の性質を改善し、社会の健全な一員となるよう運営されている。

49年3月1日現在、施設数は58か所(国立2、公立54、私立2)、収容定員5,443人(国立250人、公立5,036人、私立157人)となっており、在籍人員は、国立を除いて3,204人となっている。

各論

第4編 社会福祉の増進  
 第1章 児童と家庭の福祉  
 第5節 母子家庭の福祉  
 1 母子家庭の現状

48年8月現在で厚生省が行った48年度母子世帯等実態調査によると、20歳未満の子供を扶養している母子家庭は、全国に62万6,200世帯と推計されている。

母子世帯になった原因別にみると、死別のうち、病死による者が36年56.2%、42年57.3%、48年48.1%と年々減少し、代わりに離別による者が36年16.8%、42年23.7%、48年26.4%と次第に増加している(第4-1-4表参照)。

第4-1-4表 母子世帯になった原因別母子世帯数の年次比較

第4-1-4表 母子世帯になった原因別母子世帯数の年次比較

	全国推計数	構 成 割 合			
	48年度調査	48年度調査	42年度調査	36年度調査	
総 数	626,200 世帯	100.0 %	100.0 %	100.0 %	
死 別	387,300	61.9	68.1	77.1	
病 死	301,100	48.1	57.3	56.2	
事 故 死	86,300	13.8	9.1	6.8	
交 通 事 故	55,000	8.8	—	—	
そ の 他	31,300	5.0	—	—	
職 病 死	.	.	1.7	14.1	
離 別	165,100	26.4	23.7	16.8	
遺 棄	26,100	4.2	2.7	2.4	
生 死 不 明	4,400	0.7	1.0	1.3	
未 婚 の 母	15,300	2.4	1.8	1.9	
そ の 他	28,000	4.5	2.7	0.5	

資料：厚生省児童家庭局「48年度母子世帯等実態調査(48年8月)」

48年度母子世帯等実態調査によって母の従業上の地位別に見ると、常用勤労者が最も多く全体の43.5%を占めているが、勤務先の規模別に見ると、1人~29人が17.5%、30人~999人が18.4%、1,000人以上が7.6%の割合であり、小規模企業に従業している者が多く、次いで自営業主が23.6%となっている。

また、母の年間所得階級別に見ると過半数の63.5%が年間所得60万円未満であり、47年国民生活実態調査によると一般世帯の年間所得60万円未満が11.1%であるのに比べると、母子家庭の所得水準はかなり低いところにある。

このように、母子家庭は経済的に多くのハンディキャップを負っていて生活が不安定であり、生活の困難さを示している。

*(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare*

## 各論

### 第4編 社会福祉の増進

#### 第1章 児童と家庭の福祉

##### 第5節 母子家庭の福祉

#### 2 母子家庭福祉対策の現状

母子家庭の福祉対策としては、母子福祉法による母子家庭の母及び児童の経済的自立助成等のための母子福祉資金の貸付け、母子相談員による生活相談、母子福祉センターにおける生業指導等の施策を中心にして、母子福祉年金又は児童扶養手当の支給、生活保護及び保護の必要な母子家庭に対する母子寮への入所措置などの関連する諸対策により総合的に推進している。

更に母子家庭の母及び寡婦の自立促進と生活の安定を図るために自立促進対策として、家庭奉仕員等の養成講習会及び特別相談事業が実施されている。

##### (1) 母子福祉資金の貸付け

母子福祉資金の貸付制度は28年度から実施されているが、47年度末までに延べ約111万人に対し約355億円が貸し付けられている。その財源については、都道府県の一般会計からの繰入金と、その額の2倍に相当する国の都道府県に対する貸付金を原資とし、これに貸付金の償還金を加えたものである。48年度までに蓄積された原資は、国費約94億円、都道府県費約54億円、合わせて約148億円である。その制度のあらましは第4-1-5表のとおりである。

第4-1-5表 母子福祉貸付金及び寡婦福祉貸付金一覧表

	貸付対象	貸付金の限度額	据置期間	償還期間(据置期間経過後)	利率
事業開始資金	母子家庭の母	個人 70万円	貸付けの日から1年間	6年以内	個人 年3%
	母子福祉団体	団体 150万円			団体 年5%
事業継続資金	母子家庭の母	個人 35万円	貸付けの日から6か月間	3年以内	"
	母子福祉団体	団体 50万円			
修学資金	母子家庭の児童	高校月額 3,000円 (特別 4,000円)	卒業後6か月間	20年以内	無利子
	父母のない児童	大学・高専月額 8,000円 (特別 1万1,000円)			
技能習得資金	母子家庭の母	月額 6,000円	知識技能修得期間満了後6か月間	10年以内	年 3 %
修業資金	母子家庭の児童 父母のない児童	月額 6,000円	"	5年以内	年3% (厚生大臣が定めるもの無利子)
就職支度資金	母子家庭の母又は児童、父母のない児童	3万円	貸付けの日から1年間	"	年 3 %
療養資金	母子家庭の母又は児童	10万円 (特別 15万円)	医療を受ける期間満了後6か月間	"	"
生活資金	母子家庭の母	月額 3万円	技能修得資金若しくは療養資金と同じ	技能習得資金 10年以内 療養資金 5 "	"
住宅資金	母子家庭の母	50万円	貸付けの日から6か月間	6年以内	"
転宅資金	母子家庭の母	3万円	"	3年以内	"
就学支度資金	父母のない児童、 母子家庭の児童	3万円	修学後又は修業後6か月間	修学……20年以内 修業……5 "	無利子
結婚資金	20歳以上の子を扶養している寡婦	8万円	貸付けの日から6か月間	5年以内	年 3 %

厚生省児童家庭局調べ

49年度における改善内容は、母子家庭の母に対する事業開始資金及び事業継続資金の貸付金額の限度を、それぞれ50万円から70万円、25万円から35万円に引き上げ、技能習得資金及び修業資金の貸付金額の限度を、3,000円から6,000円に引き上げ、生活資金の貸付金額の限度を1万1,000円から3万円に引き上げ、住宅資金の貸付金額の限度を30万円から50万円に引き上げ、転宅資金の貸付金額の限度を2万5,000円から3万円に引き上げたことである。これらの貸付資金の限度額の引き上げは、経済事情に対応して貸付金が十分に活用されるよう改善を図ったものである。

なお、47年度の各資金の種類別貸付金額の割合を見れば、修学資金が33.4%、事業開始資金が18.3%、事業継続資金が10.5%を占めている。最近の傾向としては、住宅資金の伸びが著しくて32.2%となっている。

## (2) 寡婦福祉資金の貸付け

母子福祉法による施策によって福祉が図られてきた母子家庭のうち、配偶者のない女子でその扶養する子が、20歳を超えたものや、配偶者と離・死別した女子で扶養する子のないもの、すなわち同法の対象とならなくなったものに対し、44年度から寡婦福祉資金貸付制度が創設され、寡婦の福祉を図っている。この制度の内容は、母子福祉資金と同じ11種類の資金に結婚資金(限度額8万円、償還期限5年)を加えた12種類である。結婚資金を除く11種類の貸付限度額、償還期限等は、母子福祉資金と同様である。また、48年度までの原資の状況は、国の補助額26億2,000万円、都道府県繰入額13億5,000万円、合わせて39億7,000万円である。

なお、44年度から47年度までの各資金の種類別貸付金額の割合を見れば、住宅資金56.2%、事業開始資金16.7%、事業継続資金17.6%となっている。

## (3) 児童扶養手当

児童扶養手当は、父と生計を同じくしていないいわゆる生別母子家庭等の児童の福祉の向上を図ることを目的として、これらの児童のいる家庭の母又は養育者に対して支給されている。

手当の月額額は、37年制度発足以来母子福祉年金の改善に併せて改善され49年9月分からは、児童1人の場合、月額6,500円から9,800円に引き上げられた。

更に、49年9月からは、義務教育終了後20歳に達するまでの児童であって、その者の廃疾の程度が国民年金法別表2級に相当する程

度のもも新たに手当の支給対象児童となった。

また、手当の受給者本人の所得による支給制限の限度額を、扶養親族等5人の場合で年収234万5,000円から275万5,000円に、受給者の配偶者又は扶養義務者の所得による支給制限の限度額を、扶養親族等5人の場合で年収600万円から688万5,000円に、それぞれ引き上げた(49年5月から)。

49年3月末現在の受給世帯数及び受給対象児童数は、19万7,136世帯、30万6,758人である。

#### (4) 母子家庭の相談事業

母子家庭に対する相談機関として母子相談員が福祉事務所に配置されており、その数は49年3月末現在1,016名である。母子相談員による相談、指導の内容は、母子家庭の生活全般にわたるが、主なものは、就職、子どもの教育、母子、寡婦福祉資金の貸付けに関する事などである。47年度に取り扱った件数は約32万5,000件であるが、その内訳を見ると、生活一般に関する相談が約7万2,000件、児童に関する相談が約2万8,000件、生活援護に関する相談が約22万3,000件、母子寮等の入所に欄する相談が約9,000件である。

#### (5) 母子福祉関係施設

母子福祉関係施設としては、母子寮と母子福祉センター(49年3月末40か所)及び母子休養ホーム(49年3月末24か所)がある。母子寮は児童福祉法による措置を受けた母子を入所させて保護を図る施設であり、49年3月現在458か所、約6,200世帯が入所している。

#### (6) 母子家庭の母及び寡婦の自立促進

母子家庭の母及び寡婦の自立促進を図るために、47年度から家庭奉仕員及び保育所等の給食調理員等の知識・技能を習得させるための講習会を実施している。更に、48年度から交通事故の補償問題等の法律相談、事業経営相談等について専門家による特別相談事業を実施して母子家庭等の自立の促進を図っているところである。

#### (7) その他の福祉対策

##### ア 売店等の設置許可

公共的施設内設置の優先的許可

##### イ 専売品販売の許可

たばこ小売人の優先指定

##### ウ 母子の雇用に関する協力

母子相談員、公共職業安定所等において母子の就労促進を協力し、ないしは就労を容易にする。

##### エ 住宅対策

公営住宅建設事業において一定戸数を母子世帯向け住宅とする。

##### オ 課税の特例

所得税法及び地方税法における、寡婦控除や非課税措置。そのほか母子福祉法による母子福祉団体が一定の事業を行って得た事業収入については、法人税の課税対象外とされていること。

## 各論

### 第4編 社会福祉の増進

#### 第1章 児童と家庭の福祉

#### 第6節 児童福祉施設の整備と運営

##### 1 児童福祉施設

---

#### (1) 児童福祉施設の現状

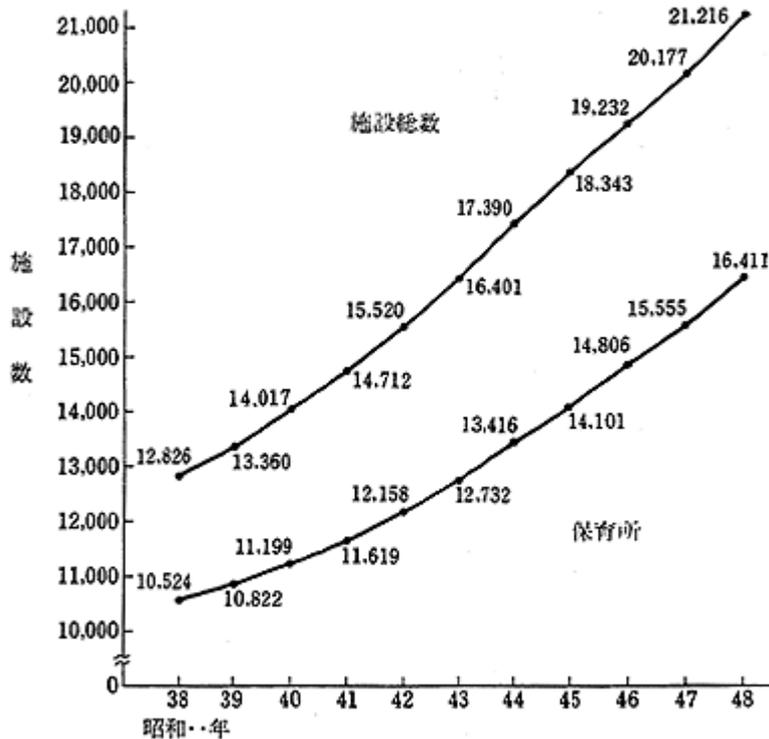
児童福祉施設は、児童福祉対策推進の支柱として極めて重要な役割を果たしている。児童福祉施設には、精神薄弱児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設等心身障害児のための施設、保育に欠ける乳児又は幼児のための保育所、養護児童のための乳児院、養護施設、妊産婦のための助産施設、母子家庭のための母子寮、その他児童の健全育成のための児童厚生施設がある。

児童福祉施設は、第4-1-2図のように、全体として逐年着実な増加を見せており、48年は前年に比して1,039施設増加している。この増加した施設のうち保育所の占める割合は極めて大きく79%となっており、総数では48年10月1日現在の施設総数2万1,216か所(児童遊園を除く。)のうち保育所が1万6,411か所で、全体の77.4%を占めている。

第4-1-2図 児童福祉施設の推移(38年～46年：12月末現在)(47年～48年：10月1日現在)

第4-1-2図 児童福祉施設の推移

(38年～46年：12月末現在)  
(47年～48年：10月1日現在)



資料：厚生省統計情報部「社会福祉施設調査」

(注) 児童遊園を除く。

保育所以外では特に著しく増加しているものはないが、児童館はかなりの増加を示している。

このほか、精神薄弱児施設、精神薄弱児通園施設は多少の増加をみせているが、乳児院、養護施設等の施設はおおむね横ばいの状態である。

公私立の割合をみると、逐年公立の割合が増加しており、48年10月1日現在では公立が66.3%となっている。

次に施設の収容定員及び在所人員の状況を見ると、48年10月1日現在で第4-1-6表のとおりであり、施設数の傾向に対応した動きをみせている。

第4-1-6表 児童福祉施設数，収容定員及び在所人員(48年10月1日現在)

第4-1-6表 児童福祉施設数、収容定員及び在所人員(48年10月1日現在)

(単位:か所,人)

	施設数	収容定員	在所人員
助産施設	1,043	7,723	—
乳児院	131	4,304	3,503
母子寮	461	8,883	16,783
保育所	16,411	1,477,457	1,425,637
養護施設	521	34,583	30,654
精神薄弱児施設	344	26,481	23,166
精神薄弱児通園施設	147	5,968	4,640
盲児施設	32	1,795	1,345
ろうあ児施設	34	2,369	1,663
虚弱児施設	33	2,059	1,802
肢体不自由児施設	77	9,534	8,042
肢体不自由児通園施設	34	1,420	974
重症心身障害児施設	36	4,067	3,490
情緒障害児短期治療施設	8	400	226
教護院	58	5,487	3,100
児童館	1,846	—	—
児童遊園	2,763	—	—

資料:厚生省統計情報部「社会福祉施設調査」

(注) 1. 国立施設は除く。

2. 母子寮の収容定員は世帯数を計上している。

以上のような傾向からうかがわれるように児童福祉施設のなかでも養護施設、母子寮といった施設は今後増加する傾向は認められず、これらの施設運営はいわば転換期にあるといえよう。一方、次代を担う児童を健全に育成することがますます重要になってくることに伴い、児童の健全な遊び場としての児童館、児童遊園等の増設や、勤労婦人の増加に伴う要保育児童の増加に対処するために、保育所の増設が必要となっている。

更に、重度の心身障害児(者)のための施設の整備も近年急速に進められているが、まだ絶対数が不足している現状から、なお一層の整備を図る必要がある。

## (2) 児童福祉施設の整備

児童福祉施設は、前記(1)で述べたとおり、逐年その整備が進められているが、要収容者に比しなお相当数の施設が不足している実態にかんがみ、緊急に入所を必要とする重度心身障害児(者)のための収容施設及び保育所の整備を主体とした緊急整備5か年計画を策定し、施設の重点的かつ計画的な整備を実施しており、全体としてはほぼ計画どおりの進ちょく状況を示している。

なお、児童福祉法上の施設ではないが、自閉症状を呈するいわゆる自閉症児に対する施設対策として、東京、大阪、三重の3か所に自閉症児施設が設置されている。また、46年度から、精神薄弱児(者)施設等を退所し、事業所等に雇用されている精神薄弱者の円滑な社会復帰を図るための精神薄弱者通勤寮が設置され、現在全国で24か所が運営されている。

このような児童福祉施設の整備は、都道府県、市町村のほか、社会福祉法人等民間団体によって行われているが、国、地方公共団体等に多くの公的資金が投入されている。

すなわち、国庫補助金としては社会福祉施設等施設整備費補助金があって、47年度142億円、48年度199億円が計上されており、このうち児童福祉施設分として47年度67億円、48年度105億円が投入された。

また、公立施設においては、特別地方債により整備が行われており、民間施設については、公費補助による整備のほか日本自転車振興会、共同募金会等のいわゆる民間補助金による整備が行われている外、自己資金の調達については、社会福祉事業振興会等による融資が行われている。

*(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare*

## 各論

### 第4編 社会福祉の増進

#### 第1章 児童と家庭の福祉

##### 第6節 児童福祉施設の整備と運営

#### 2 児童福祉施設等運営費の改善

児童福祉施設等の運営に要する費用(措置費)は、施設の種別に依りて、都道府県又は市町村が支弁することとなっているが、これに対して国庫はその10分の8(精神薄弱者の職親委託の措置費は10分の5)の負担を行っている。

児童福祉施設等の運営費については、毎年度改善措置が取られているが、49年度における改善の概要は、次のとおりである。

##### (1) 施設従事職員の処遇改善

施設に従事する職員の勤務条件の改善を図るため、保母等の直接児童の処遇に当たる職員について年次有給休暇を確保するために必要な代替職員を配置し、又入所児童の給食についての栄養管理の充実を図るため栄養士を養護施設等の101人以上の施設に配置し、保育所保母の勤務条件を緩和するため、全施設について非常勤保母の増員を図った。

また職員の給与改善については、国家公務員に準じた給与の引き上げを実施したほか、特に民間施設については、48年度に引き続き、49年度においても民間施設給与等改善費の増額を図ることとした。

##### (2) 入所児童等の処遇改善

施設入所児童等の処遇についても毎年度その改善に努めているところであるが、49年度においては、一般生活費(従来の飲食費並びに日常生活諸費)、児童用採暖費、重症児指導費、特別育成費、教育費、入進学支度金等の引上げを行うとともに、精神薄弱児施設等に対する重度加算費の対象児童のうち重複障害を有している重度児について従来の加算単価に比し、より高い加算単価を支弁することとした。

##### (3) その他の改善

保育所の乳児保育の対象人員数を増員するとともに、小規模保育所の適用対象か所数の拡大を行うこととした。

また、庁費、保健衛生費等の引上げを行い、施設管理費の改善を図った。

## 各論

### 第4編 社会福祉の増進

#### 第1章 児童と家庭の福祉

#### 第7節 児童相談所及び家庭児童相談室

##### 1 児童相談所の活動状況

児童相談所は、児童福祉法の制定とともに発足し、四半世紀にわたって各般の児童福祉にかかわる相談業務を行ってきた第一線の現業機関である。

49年7月現在全国の都道府県、指定都市に設置されている児童相談所は150か所を数え、逐年増加の傾向にある。各児童相談所には、ケースワーカー(児童福祉司、相談員)、心理判定員、医師(精神科医、小児科医等)その他専門職員がおり、国民の多様な児童福祉にかかわるニーズに対処して、専門的な調査、判定並びに児童福祉法に基づく措置等の必要な指導を行っている。児童相談所の職員数は3,724名(49年5月現在)であるが、逐年専門職員の増員が図られており、またその資質強化が一層重視されつつある現状である。

児童相談所の年間受理件数は約24万件であり、その相談の内容は極めて広はんにわたっているが、主として次の三つに大別される。

第1は、いわゆる要保護児童の福祉にかかわる相談である。即ち児童やそれを取りまく保護者、家庭等の環境に児童の監護や養育を十分になし得ない状況がみられる場合の相談であり、これには保護者の長期入院、家出、失そう、虐待等の養護相談、或いは児童の浮浪・家出行為、窃盗、放火等の教護・触法行為相談(いわゆる非行関係相談)がある。

戦後の混乱期における孤児浮浪児対策或いはその後の非行児の増加に伴う非行児対策等が重視された20年代、30年代にかけては、これらの相談件数は比較的高い割合を示していたが、非行関係相談が36年をピークに減少の一途をたどりつつあり、件数の上ではその割合は低下している。しかし、この種の相談は複雑なものが多く、また養護相談はその時代の社会的う勢や風潮を特に反映する傾向があり、最近では核家族化、人口の過密・過疎化に伴う様々な養護上の問題が生じている。さらに児童相談所は一時保護の機能を併せ持っており、いつの時代においても児童相談所の要保護児童対策に関する役割は重要かつ不可欠のものとなっている。

相談内容の第2は、心身障害児童の福祉にかかわる相談である。即ち精神薄弱、肢体不自由、視聴言語障害、重症心身障害等の障害のみられる児童の相談である。これらの相談は、近年の心身障害児対策の強化——施設の増強或いは在宅重症心身障害児訪問指導等の在宅指導の強化——に伴い、児童相談所の業務に占める割合も最近とみに高まってきている。心身障害児対策としてこの外、48年度から療育手帳制度が発足し、更に49年度からは児童相談所において在宅障害児指導事業(巡回指導バス)を実施することとなり、これらを反映して更に心身障害相談にかかわる業務が増大することが予想される。

相談内容の第3は、家庭における児童の育成にかかわる相談である。即ち親子関係やしつけに関するもの、児童の行動や性格或いは適性に関するもの等についての相談である。これらの相談は児童相談所で受理する相談件数の中では最も多く、例年、総数の3分の1強を占めている。特に児童の養育に関する保護者への指導や、いわゆる情緒障害児に対する治療、指導等は児童の健全育成を図るうえで児童相談所が担う大きな役割の一つである。

以上の相談内容別受付件数について最近の傾向を示したものが第4-1-7表である。この全国的傾向がいずれの都道府県・指定都市にも同様に見られるわけではなく、上述の三つの相談内容の比重が、それぞれの地域の特殊性によりかなり異なっており現われる。

第4-1-7表 児童相談所における相談内容別受付件数、構成割合及び指数の年度別推移

第4-1-7表 児童相談所における相談内容別 受付件数、構成割合及び指数の年度別推移

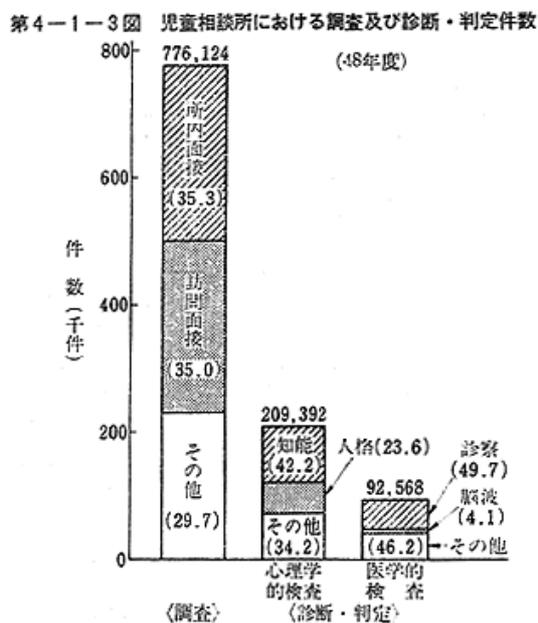
(44年=100)

		総 数	養護相談	非行関係相談		心身障害相談		育成相談		その他の相談
				教 護	触法行為等	肢体不自由・視聴言語障害	精神薄弱・重症心身障害等	しつけ・性向	適性・長欠不就学	
昭和44年度	件数 構成割合 指数	261,589 (100.0%) 100	31,735 (12.1) 104	14,041 (5.4) 96	19,445 (7.5) 106	27,168 (10.4) 100	49,503 (18.9) 100	46,748 (17.8) 100	46,464 (17.8) 100	26,485 (10.1) 100
45	件数 構成割合 指数	256,347 (100.0) 98	32,059 (12.5) 101	13,399 (5.2) 95	20,378 (7.9) 111	27,519 (10.8) 101	50,277 (19.5) 102	46,694 (18.2) 100	41,775 (16.3) 90	24,246 (9.6) 92
46	件数 構成割合 指数	246,080 (100.0) 94	32,344 (13.2) 102	12,147 (5.0) 87	19,111 (7.8) 98	28,563 (11.7) 105	46,939 (19.0) 95	46,147 (18.8) 99	38,431 (15.7) 83	22,398 (8.8) 85
47	件数 構成割合 指数	243,403 (100.0) 93	33,829 (13.9) 107	11,336 (4.7) 81	18,675 (7.7) 96	31,124 (12.8) 115	49,457 (20.3) 100	50,798 (20.9) 109	32,593 (13.4) 70	15,591 (6.3) 59
48	件数 構成割合 指数	241,049 (100.0) 92	32,298 (13.4) 102	10,265 (4.3) 73	15,881 (6.6) 82	33,203 (13.8) 122	54,467 (22.6) 110	47,614 (19.8) 102	31,304 (13.0) 67	16,017 (6.5) 61

資料：厚生省統計情報部「社会福祉行政業務報告」

次に、これらの相談のあったケースに関して行われた調査や診断・判定の件数が第4-1-3図である。調査は主としてケースワーカーによって、診断・判定は主として心理判定員、医師によって行われる。

第4-1-3図 児童相談所における調査及び診断・判定件数(48年度)

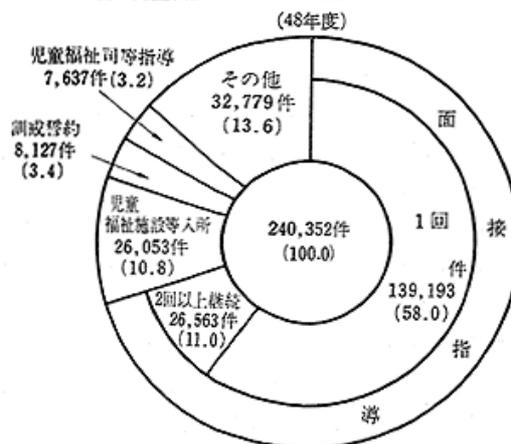


資料：厚生省統計情報部「社会福祉行政業務報告」  
(注) ( )内の数字は%を示す。

これらの調査、診断・判定に基づき、所内会議によって具体的な処置方針が明らかにされるが、その具体的な内容は第4-1-4図のとおりである。児童福祉施設への入所措置件数は全体の10.8%であり、また専門的な遊戯治療やカウンセリング(面接指導2回以上継続)による処置件数もほぼ同様の11.0%である。

第4-1-4図 児童相談所における処理方法別処理件数(48年度)

第4-1-4図 児童相談所における処理方法別処理件数



資料：厚生省統計情報部「社会福祉行政業務報告」  
(注) ( )内の数字は%を示す。

以上が全国の児童相談所業務の概要であるが、この外最近の傾向として、年齢的には3歳児を中心とする幼児に関する相談の著しい増加が注目されている。3歳児精神発達精密検診事業及び同事後指導事業が強化されつつあるが、これらを通じて問題の早期発見、早期治療の体制を更に強化することが必要となってきた。

## 各論

### 第4編 社会福祉の増進

#### 第1章 児童と家庭の福祉

##### 第7節 児童相談所及び家庭児童相談室

###### 2 家庭児童相談室

児童を健全に育成するためには、先に述べたように地域社会が果たす役割も重要であるが、それにもまして、児童の基本的生活の場である家庭が果たしている役割は非常に大きなものである。

家庭における児童の養育は、近年における核家族化の進展、共稼ぎ等による家庭の機能の変化、親の養育意識の変容等により、家庭養育の面における種々複雑な問題が発生している。

このため、児童問題をその背後にある家庭と密着して考えていこうとする立場に立って、39年度より福祉事務所に家庭児童相談室を設け、家庭に対する相談、指導援助を積極的に実施しているところである。

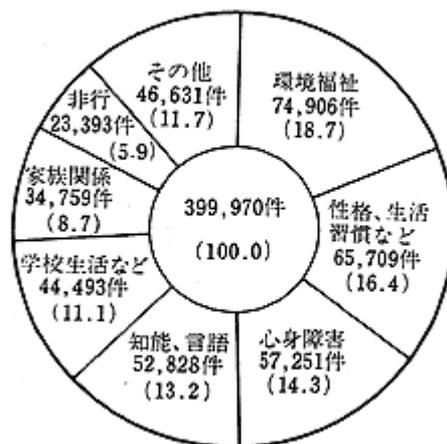
家庭児童相談室には、家庭児童福祉の業務に従事する社会福祉主事1人と家庭相談員2人が配置され、専門的な立場から児童の養育に関する問題等について相談に応じ、それぞれのケースに即した指導及び必要な措置を行っている。

この家庭児童相談室と先の児童相談所との関係については、その取り扱うケースの難易度や措置権限、地域住民の利便度等により決められ、また重症ケースは児童相談所、軽症ケースは家庭児童相談室というようにケース分担を行っている。

48年度中に家庭児童相談室において取り扱った件数は第4-1-5図のとおりであり、環境福祉の問題(児童の養育に欠ける問題、不良な地域環境の問題等)や性格、生活習慣等の問題など健全育成に関する相談が多く、また、心身障害、知能、言語等の心身障害関係の相談も逐年増加している。

#### 第4-1-5図 家庭児童相談室相談指導処理件数(48年度)

第4-1-5図 家庭児童相談室相談指導処理件数  
(48年度)



資料：厚生省統計情報部「社会福祉行政業務報告」  
(注) ( )内の数字は%を示す。

なお、これらの公的な相談機関の補完的役割をもつ私的な相談機関として、学校法人、社会福祉法人等の公益法人が経営する相談所があり、これらの活動を促進するため、39年度から運営費の一部について国庫補助を行っている。